

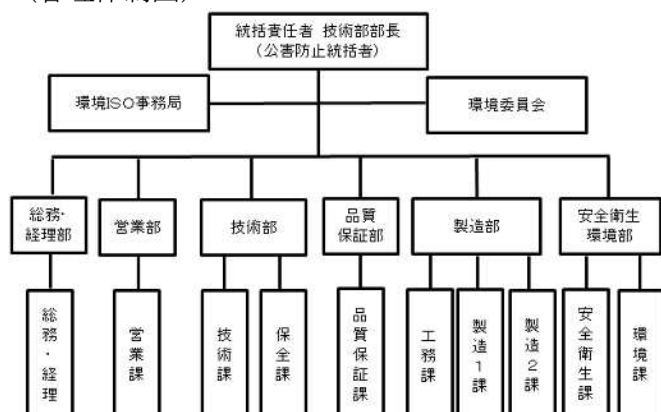
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和元年 6月 日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県刈谷市一ツ木町竹下50番地の1	
氏 名 愛知技研株式会社	
取締役社長 佐々木 庸臣	
電話番号 0566-23-2731	
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	愛知技研株式会社
事業場の所在地	愛知県刈谷市一ツ木町竹下50番地の1
計画期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	24 金属製品製造業
②事業の規模	製造出荷額 179億円
③従業員数	200名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（30年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃プラスチック	木くず
排出量	963t	2187t	21t	3t

（これまでに実施した取組）
 年度毎に廃棄物発生低減を、目標値をもって業務として活動。
 ・汚泥…汚泥発生の原因である排水処置トラブルを低減させる活動を実施。
 ・廃酸…生産工程の不良品発生、再処理ロスの予防で塩酸消費の抑制活動の実施。
 廃希塩酸約400㍓、廃クロム酸約200㍓は排水処理にて連続処理し残渣を委託処分した。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃プラスチック	木くず
排出量	924t	2100t	20t	3t

（今後実施する予定の取組）
 ・汚泥…排水処理用薬剤の最適見直し活動を強化し発生汚泥を削減。
 水使用量を適正化し、汚泥の発生量抑制をする活動を実施する。
 ・廃酸…新ラインの設置により、めっき液の長寿命化を目標とする活動を実施する
 前年度に引き続き、廃希釈塩酸及び廃クロム酸の連続処理を継続する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
 ・有価化できる廃プラスチックの分別の実施

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
 ・電子機器の分別の実施

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
①現状	【前年度（ 30 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃プラスチック	木くず
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0	0	0	0
	(これまでに実施した取組)				
	—				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃プラスチック	木くず
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0	0	0	0
	(今後実施する予定の取組)				
	—				
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項					
①現状	【前年度（ 30 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃プラスチック	木くず
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0	0	0	0
	(これまでに実施した取組)				
—					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃プラスチック	木くず
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0	0	0	0
	(今後実施する予定の取組)				
—					

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 30 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃プラスチック	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0
	（これまでに実施した取組） —				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃プラスチック	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0
	（今後実施する予定の取組） —				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 30 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃プラスチック	木くず
	全 処 理 委 託 量	963t	2187t	21t	3 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	963t	1833t	21t	3 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	585t	1985t	11t	3 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	18t	67t	7t	0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0	0	0	0
	（これまでに実施した取組） ・汚泥…セメント材料で再生利用する優良認定処理業者へ委託。 ・廃酸…中和し、セメント焼成用助材として再生利用する業者へ委託。 ・廃プラスチック…R D F 燃料化する業者に委託。				

(第5面)

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃プラスチック	木くず
	全処理委託量	924t	2100t	20t	3t
	優良認定処理業者への 処理委託量	924t	1760t	20t	3t
	再生利用業者への 処理委託量	561t	1906t	10t	3t
	認定熱回収業者への 処理委託量	17t	64t	7t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	0	0	0t
	(今後実施する予定の取組) ・汚泥…セメント材料で再生利用する優良認定処理業者へ委託継続。 ・廃酸…中和し、セメント焼成用助材として再生利用する、優良認定業者へ優先的に委託。 ・廃プラスチック…RDF燃料化する業者へ優先的に委託。				
	※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④項の別紙（特別管理）産業廃棄物の一連の処理の工程

2019年 6月25日

作成 愛知技研株式会社 安全衛生環境部

